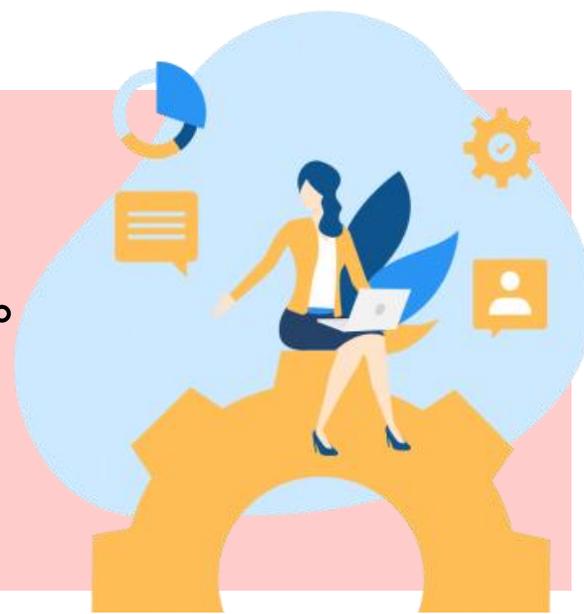


## 5. 所沢市への事故報告手続きの案内

介護保険サービスの提供中に事故が発生した場合の所沢市への報告については、昨年度から変更はありません。

市ホームページ「[所沢市事故報告書・被災状況報告書](#)」を参考に、事故発生から遅滞なく(5日以内に第1報)提出をお願いします。

事故報告書には個人情報が含まれるため、FAX・電子メールでの提出は受け付けておりません。必ず、[郵送・電子申請](#)(窓口提出も可)にてご提出ください。



# 事故報告の範囲

事業者側の責任や過失の有無にかかわらず、また利用者の自己責任や第三者の過失による事故も報告してください。

(1)介護サービス提供時による利用者のけがや死亡事故及び離脱を含む行方不明

(2)利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合

(3)利用者又はその家族から苦情や損害賠償を求められた事故

(4)サービス提供により利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生・発生のおそれのあるもの(警察対応のあったものを含む)

(5)利用者又は職員の中から、感染症(結核及び疥癬を含む)又は食中毒の患者が発生した場合

(6)従業員の法令違反や不祥事等、利用者のサービス提供に影響するおそれのあるもの

(7)震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故

(8)上記(1)から(7)以外で、所沢市が特に報告を求めた場合

# (参考)令和4年度の事故の概要

## 事故の種類別 発生件数(上段:件 下段:%)

転倒	転落 滑落	落菓 誤菓	異食	医療処置 関連	介助中の 事故	誤嚥 窒息	感染症	離接	不明	その他	合計
<b>214</b> (59.3)	20 (5.5)	<b>31</b> (8.6)	1 (0.3)	3 (0.8)	3 (0.8)	12 (3.3)	2 (0.6)	3 (0.8)	37 (10.2)	35 (9.7)	361

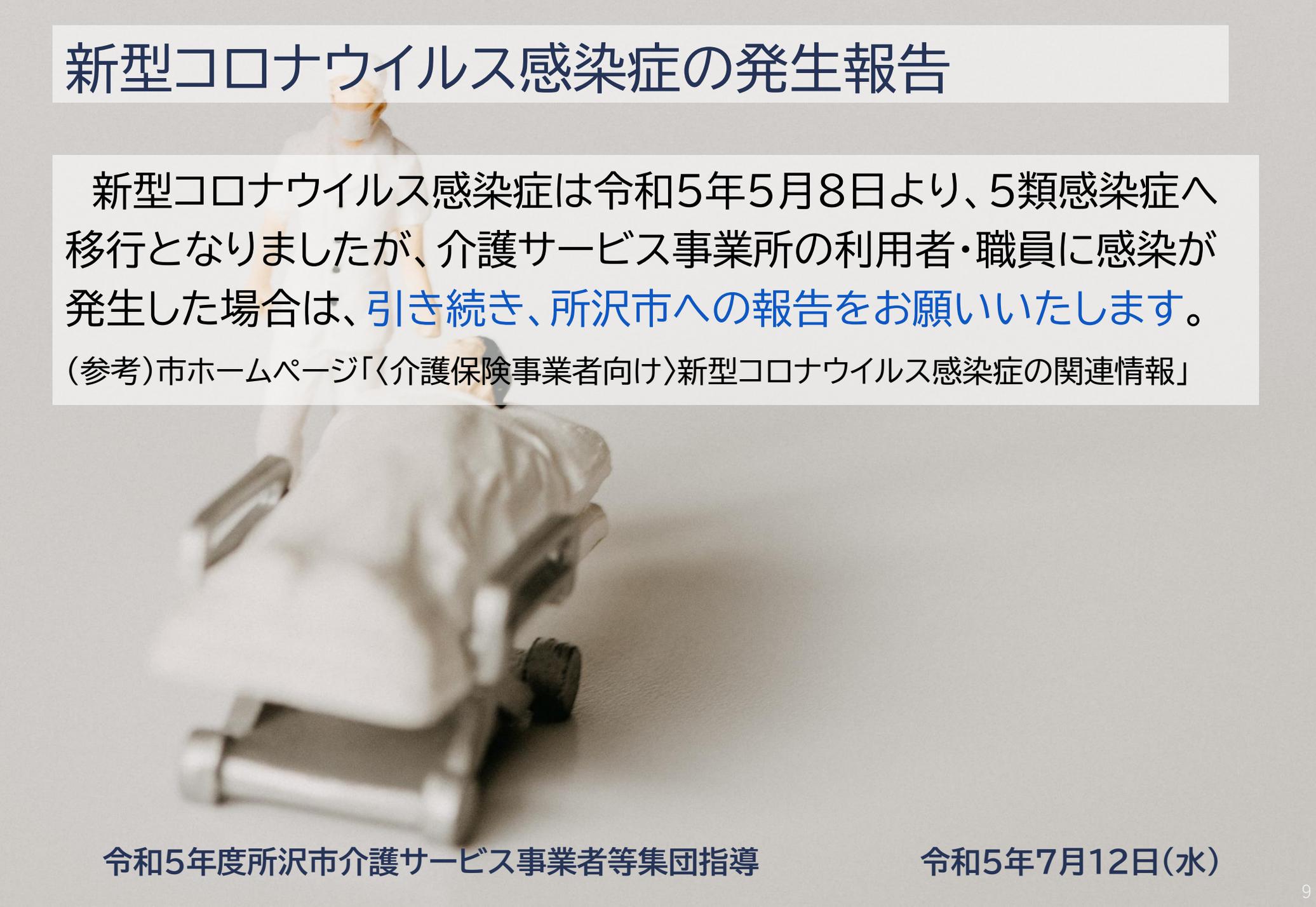
## 事故後の症状別 発生件数(上段:件 下段:%)

骨折	裂傷 擦過傷	打撲	感染症	出血	内出血	死亡	特に 見られず	その他	合計
<b>211</b> (58.4)	<b>22</b> (6.1)	<b>22</b> (6.1)	2 (0.6)	2 (0.6)	3 (0.8)	15 (4.2)	54 (15.0)	30 (8.3)	361

※「感染症」は新型コロナウイルスを含みません

※「死亡」はほとんどが食事時の誤嚥・窒息によるもの

# 新型コロナウイルス感染症の発生報告



新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日より、5類感染症へ移行となりましたが、介護サービス事業所の利用者・職員に感染が発生した場合は、引き続き、所沢市への報告をお願いいたします。

(参考)市ホームページ「〈介護保険事業者向け〉新型コロナウイルス感染症の関連情報」